

平成28年度における九州地区の下請法の運用状況等について（概要）

平成29年6月20日
公正取引委員会事務総局
九州事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

(1) 親事業者に対する書面調査

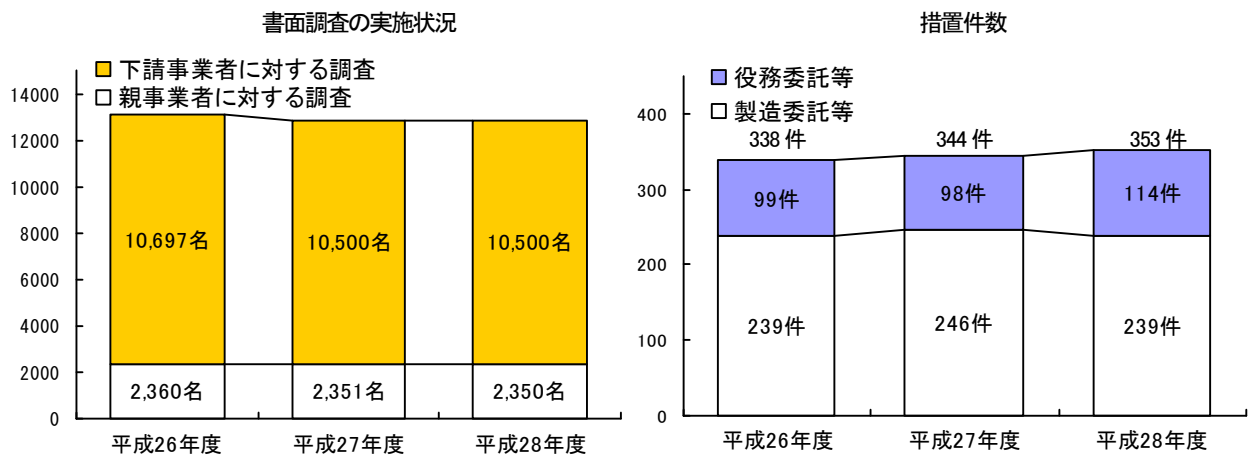
2,350名（製造委託等^(注1)1,561名，役務委託等^(注2)789名）

(2) 下請事業者に対する書面調査

10,500名（製造委託等7,066名，役務委託等3,434名）

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。



2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 措置件数 353件（前年度比2.6%増）

勧告：1件（製造委託）

指導：352件（製造委託等238件，役務委託等114件）

(2) 違反行為の類型別件数^(注)

ア 手続規定（下請法第3条又は第5条）違反

317件（製造委託等215件，役務委託等102件）

イ 実体規定（下請法第4条）違反

272件（製造委託等190件，役務委託等82件）

<主な違反行為類型>

①下請代金の支払遅延（179件）

②買ったたき（50件）

③下請代金の減額（23件）

（注）1件の事件において複数の違反行為類型について措置を採っている場合があるので，手続規定違反及び実体規定違反の件数の合計と上記(1)の措置件数とは一致しない。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 九州事務所 下請課
電話092-431-6032（直通）
ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/

第2 企業間取引の公正化への取組

- 1 下請法及び優越的地位の濫用規制に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施しているところ、平成28年度は、同講習会を7県7会場で実施した。
- 2 毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、九州経済産業局と共同して、下請法に関する講習会を実施するなど下請法の普及・啓発活動を実施しているところ、平成28年度は、同講習会を7県10会場（うち公正取引委員会主催分4県5会場）で実施した。

平成28年度における九州地区の下請法の運用状況等について

平成29年6月20日
公正取引委員会事務総局
九州事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

書面調査は、九州事務所管内（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者2,350名（製造委託等1,561名、役務委託等789名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者10,500名（製造委託等7,066名、役務委託等3,434名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注）「製造委託等」とは製造委託及び修理委託を、「役務委託等」とは情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年度	区分	親事業者調査(名)		下請事業者調査(名)	
		全国	九州	全国	九州
平成28年度		39,150	2,350	214,500	10,500
	製造委託等	25,696	1,561	151,912	7,066
	役務委託等	13,454	789	62,588	3,434
平成27年度		39,101	2,351	214,000	10,500
	製造委託等	26,559	1,635	151,499	7,203
	役務委託等	12,542	716	62,501	3,297
平成26年度		38,982	2,360	213,690	10,697
	製造委託等	25,935	1,646	152,504	7,544
	役務委託等	13,047	714	61,186	3,153

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は360件（製造委託等245件、役務委託等115件）である。事件の端緒としては、書面調査によるものが357件（製造委託等242件、役務委託等115件）、下請事業者等からの申告によるものが3件（製造委託等3件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は354件（製造委託等240件，役務委託等114件）である。このうち，353件（製造委託等239件，役務委託等114件）について措置を講じており，その内訳は，下請法第7条の規定に基づく勧告が1件（製造委託），違反行為の改善を求める指導が352件（製造委託等238件，役務委託等114件）である。勧告事件の概要は別紙1，主な指導事件の概要は別紙2のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数				処理件数				
		書面調査	申告	中小企業 庁長官か らの措置 請求	計	措置 ^(注)			不問	計
						勧告	指導	小計		
平成28年度	全国	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
	九州	357	3	0	360	1	352	353	1	354
製造委託等	全国	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
	九州	242	3	0	245	1	238	239	1	240
役務委託等	全国	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
	九州	115	0	0	115	0	114	114	0	114
平成27年度	全国	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271
	九州	339	8	0	347	0	344	344	4	348
製造委託等	全国	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
	九州	242	7	0	249	0	246	246	1	247
役務委託等	全国	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
	九州	97	1	0	98	0	98	98	3	101
平成26年度	全国	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
	九州	341	2	0	343	2	336	338	2	340
製造委託等	全国	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
	九州	240	1	0	241	2	237	239	2	241
役務委託等	全国	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
	九州	101	1	0	102	0	99	99	0	99

(注) 措置を講じた事件の中には，製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが，本表においては，当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して，件数を計上している。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 1件の事件において複数の違反行為類型が行われる場合があるところ，措置を講じた事件における下請法違反行為の類型別件数は589件である。このうち，製造委託等に係るものが405件，役務委託等に係るものが184件となっている。

イ 発注書面の交付義務違反等を定めた手続規定違反件数（下請法第3条又は第5条違反）は317件（類型別件数の合計の53.8%）である。このうち、製造委託等に係るものが215件、役務委託等に係るものが102件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反件数（下請法第4条違反）は272件（類型別件数の合計の46.2%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が179件（実体規定違反件数の合計の65.8%）、②買ったたきが50件（同18.4%）、③下請代金の減額が23件（同8.5%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反件数は190件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が119件（製造委託等の実体規定違反件数の合計の62.6%）、②買ったたきが37件（同19.5%）、③下請代金の減額が19件（同10.0%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反件数は82件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が60件（役務委託等の実体規定違反件数の合計の73.2%）、②買ったたきが13件（同15.9%）、③下請代金の減額が4件（同4.9%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

年度	区分	手続規定違反			実体規定違反												合計	
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割戻困難	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
平成28年度	全国	4,806	629	5,435	34	3,375	489	15	1,143	78	59	365	208	49	0	5,815	11,250	
	九州	276	41	317	1	179	23	1	50	1	2	7	5	3	0	272	589	
	製造委託等	全国	3,555	457	4,012	30	2,184	393	14	901	46	58	347	168	34	0	4,175	8,187
		九州	189	26	215	1	119	19	1	37	0	2	6	4	1	0	190	405
	役務委託等	全国	1,251	172	1,423	4	1,191	96	1	242	32	1	18	40	15	0	1,640	3,063
		九州	87	15	102	0	60	4	0	13	1	0	1	1	2	0	82	184
平成27年度	全国	4,507	470	4,977	19	3,131	373	14	631	69	56	210	161	33	0	4,697	9,674	
	九州	257	40	297	0	184	14	0	40	2	2	1	8	0	0	251	548	
	製造委託等	全国	3,294	344	3,638	17	2,070	281	12	518	42	53	201	138	24	0	3,356	6,994
		九州	186	28	214	0	127	9	0	29	0	2	1	7	0	0	175	389
	役務委託等	全国	1,213	126	1,339	2	1,061	92	2	113	27	3	9	23	9	0	1,341	2,680
		九州	71	12	83	0	57	5	0	11	2	0	0	1	0	0	76	159
平成26年度	全国	4,067	484	4,551	32	2,843	383	15	735	46	60	253	135	27	0	4,529	9,080	
	九州	254	41	295	6	196	24	6	59	1	3	7	8	2	0	312	607	
	製造委託等	全国	3,020	353	3,373	29	1,880	317	15	609	35	59	241	123	17	0	3,325	6,698
		九州	186	32	218	6	140	17	6	48	1	3	6	8	2	0	237	455
	役務委託等	全国	1,047	131	1,178	3	963	66	0	126	11	1	12	12	10	0	1,204	2,382
		九州	68	9	77	0	56	7	0	11	0	0	1	0	0	0	75	152

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況（第4表参照）

平成28年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者13名から、下請事業者220名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額7629万円相当の原状回復が行われた。

第4表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	原状回復を行った親事業者数		原状回復を受けた下請事業者数		原状回復額	
		全国	九州	全国	九州	全国	九州
減額	平成28年度	131名	7名	4,060名	189名	18億4452万円	7363万円
	平成27年度	93名	6名	4,405名	136名	7億7050万円	224万円
	平成26年度	108名	6名	2,253名	103名	4億499万円	1億2658万円
返品	平成28年度	2名	1名	17名	4名	3億3957万円	251万円
	平成27年度	7名	—	161名	—	1億7896万円	—
	平成26年度	3名	—	65名	—	2億2830万円	—
支払遅延	平成28年度	144名	4名	2,076名	26名	6958万円	11万円
	平成27年度	124名	9名	2,857名	37名	3億2691万円	27万円
	平成26年度	91名	2名	1,783名	46名	6299万円	390万円
利益提供要請	平成28年度	8名	1名	98名	1名	2190万円	2万円
	平成27年度	4名	—	123名	—	3078万円	—
	平成26年度	2名	—	7名	—	65万円	—

(注1) 違反行為類型ごとの原状回復額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない。

(注2) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注3) 該当がない場合を「—」で示した。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施しているところ、平成28年度における九州事務所の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 「基礎講習会」の実施

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

平成 28 年度においては、同講習会を 7 県 7 会場で実施した。

(2) 「下請取引適正化推進講習会」の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定めているところ、九州事務所は、九州経済産業局と共同して、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を実施するなど下請法の普及・啓発に努めている。

平成 28 年度においては、同講習会を 7 県 10 会場（うち公正取引委員会主催分は 4 県 5 会場）で実施した。

2 下請法等に係る相談・指導

九州事務所では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けており、平成 28 年度においては、315 件（下請法 259 件、優越的地位の濫用規制 56 件）に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成 28 年度における九州事務所管内の下請取引等改善協力委員は 21 名である。

平成 28 年度においては、7 月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

九州事務所では、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成 28 年度においては、事業者団体へ 3 回講師を派遣するとともに、下請法等に関する資料の提供を行った。

平成28年度における勧告事件

(株)プレナスに対する件（平成29年3月2日）	
親事業者	(株)プレナス
事業内容	フランチャイズ・システムによる「ほっともっと」と称する店舗での弁当等の販売事業
下請取引の内容	弁当等の食材の製造
違反行為の概要 （期間）	<p>①【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 「半期協賛金」又は「ディスカウントキャンペーン協賛金」を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成26年11月～平成28年10月）。</p> <p>②【返品（第4条第1項第4号）】 下請事業者から食材を受領した後、当該食材を使用する弁当等の販売が終了したことを理由として、当該食材を引き取らせていた（平成26年11月～平成28年8月）。</p>
①減額金額	下請事業者6名に対し、総額3160万8872円
②返品金額	下請事業者4名に対し、総額251万9315円

平成28年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延(第4条第1項第2号)

- 弁当の容器の製造を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者と合意していないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。【製造委託等】

2 下請代金の減額(第4条第1項第3号)

- ① 水処理機器の修理を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。【製造委託等】
- ② 間伐作業を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者に対し、「事務手数料」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。【役務委託等】

3 買ったたき(第4条第1項第5号)

- 住宅設備等の部材の製造を下請事業者に委託しているD社は、従来の発注単価から一律に一定率で単価を一方的に引き下げるにより下請代金の額を定めていた。【製造委託等】

4 有償支給原材料等の対価の早期決済(第4条第2項第1号)

- 食料品の製造を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。【製造委託等】

5 不当な経済上の利益の提供要請(第4条第2項第3号)

- 食料品の製造を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者に対し、店舗の新規開店又は催事に際し、「協賛金」として一定額を提供させていた。【製造委託等】

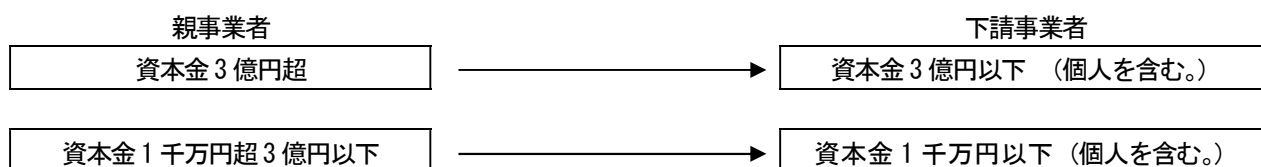
下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

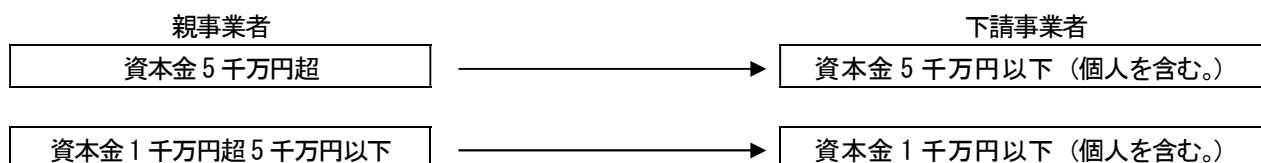
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送, 物品の倉庫における保管, 情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2, 第3条, 第4条の2, 第5条）及び禁止事項（第4条第1項, 第2項）

a. 義務

- (ア) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ロ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (ハ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ロ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (ハ) 返品物の禁止（第4条第1項第4号）
- (ニ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (ホ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (ヘ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ヘ) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ヘ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (ニ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (ヘ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）